

# 芳賀の白ばら

令和6年3月1日 第53号 編集・発行 芳賀郡市町選挙管理委員会連合会・栃木県明るい選挙推進協議会

## 今年の選挙

今年には栃木県知事選挙が行われる予定です。私たち一人ひとりが主権者としての自覚を持って、必ず投票しましょう！

### 投票できる人

投票日当日に、年齢が満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上栃木県内の同一市町に住所を有し、選挙人名簿に登録されている方です。

### 当日投票

各市町選挙管理委員会から事前に送付される投票所入場券を持参の上、指定された投票所で投票してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合でも、本人確認ができれば、投票できます。

### 期日前投票

投票日当日に仕事等の用事がある投票が難しい方には、前もって投票ができる期日前投票制度があります。積極的に御活用ください。

### 活用できる方

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務により、投票に行くことができない方

### 投票期間

告示日の翌日から投票日

### の前日まで

なお、投票所入場券がまだ届いていない場合や、紛失した場合でも、本人確認ができれば投票できます。

### 投票時間

原則、午前8時30分から午後8時まで

### 投票場所

市役所、町役場などで投票できます。また、商業施設などでも投票できる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 統一地方選挙の投票率について

昨年の4月に、統一地方選挙として、県議会議員選挙と芳賀地区1市4町において首長及び議会議員の選挙が行われました。県議会議員選挙の投票率は38・02%で、過去最低を更新しました。また、芳賀地区の首長及び議会議員

の選挙の投票率は、無投票を除く3つの選挙において、いずれも過去最低を記録するという結果となり、憂慮すべき事態となっております。

そのような中で、栃木県選挙管理委員会では、「若年層の投票率向上推進プラン」に基づいて、若者に向けた啓発活動や、未来の有権者である子どもたちの育成に重点的に取り組んでいます。

今後とも市町選挙管理委員会をはじめとした様々な機関と連携・協力して、社会総がかりでの投票率向上を目指します。

## 投票に行きましよう！

選挙は、私たちが政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなす重要なものです。

特に今年行われる予定の知事選挙は栃木県の未来を託すリーダーを決める大切な選挙です。

私たちの代表としてふさわしい候補者を選ぶため、貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票に行きましよう！

(栃木県選挙管理委員会)

## 令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクール

今年度も芳賀郡市内の小・中学校の児童・生徒の皆さんから、たくさん作品の応募がありました。本紙では、栃木県の審査で入賞した作品をご紹介します。なお、敬称略とさせていただきます。

ポスターコンクールでは、芳賀郡市町から、入選2作品、佳作5作品が選出されました。入賞おめでとうございます。

未来をつくる  
あなたの一票大切に



# 芳賀の白ばら

## 有権者のひびくと

※敬称略

### 未来に誇れる 社会の実現を

真岡市 立花 佑太



第2次ベビーブーム以来、若年層の選挙の投票率は低下の一途を辿り、近年では30%台が当たり前となつていますが、近隣の韓国大統領選挙の投票率60%台と比較しても、この数字は世界的にかなり低いものであり、日本の若者がどれだけ政治に関心がないかを示す指標となっております。これには沢山の社会的要因が考えられますが、未来を担うべきはずの若者たちが、選挙というものに対し関心が薄れていることは、社会的な大きな課題であると言えるのではないでしょうか。

若者が選挙に参加することは、自分たちの未来に対して発言権を行使することであり、自分たちの価値観や希望が、政策や社会に反映される

大きなチャンスです。また、社会の中に自分たちの声を届け、変化を求めていくことは、社会の一員としての自覚を持つための重要な行為のひとつとなります。

更に、選挙とは、ただ候補者や政策を選ぶだけでなく、私たちが自分たちの未来に責任を持つという象徴でもあります。政治との親和性も高く、私たちの生活に密接に関わり、将来の社会を築くための道を示す大切なものです。

ところが、そのような大切な行為であるにも関わらず、長年、若者が選挙に参加しないのは、制度の複雑化、政治公約の平凡化、生活様式の多様化など様々な理由が考えられます。若者の選挙離れを解決するには、先進的な海外の事例に対しても前向きに捉え、新たな制度の構築を考え、抜本的な制度改革が必要だと思えます。

しかしながら、制度改革には調整すべきことが多岐に渡るため、まず、我々若者が意識改革をすることが大切になります。今まで先輩方が築き上げてきたこの社会を、更なる魅力ある社会へと共に発展

させていくためには、私たちの主体的で積極的な行動が必要不可欠で、その行為こそ社会全体の活力を保ち、新しい価値観やアイデアを生む土壌となります。未来は私たちの手に委ねられています。選挙はその最初の大切な一歩です。未来に誇れる社会を一緒に築くためにも、私たちの声、社会をより良い方向に導く力となることを信じ、共に選挙に参加しましょう！

### 【入選】



### 若者の選挙参加

益子町 荒井 流矢



近年、選挙における若者の投票率低下が問題となつている。国政選挙の年代別投票率では、第49回衆議院議員総選挙で、10

歳代が43.21%、20歳代が36.50%、30歳代が47.12%となつており、第26回参議院議員通常選挙では、10歳代が35.42%、20歳代が33.99%、30歳代が44.80%となつていて、若者の中でも特に20歳代の投票率が低くなつている。

私自身も20歳代の一人であるが、今まで政治に対してあまり関心がなく、自分一人が選挙に行つて投票したところで何が変わるのかと思つていました。しかし、最近では公職選挙法の改正によって、インターネットなどを利用して選挙運動を行うことが一部可能となり、ネットなどで選挙について目にする機会が増えました。それからは、選挙について興味を持ち始め、候補者などのような政策を考えているかなどを調べることが多くなりました。すると、若者が投票に行かないと、投票に行く他の世代を優先した政治を行つてしまふかもしれないことや、今の若者が社会を支える年代になつたときに、十分な暮らしができる環境が整えられていない可能性があるということを知つた。そのため、自分の将来をよりよくするためにも、これからはきちんと投票所に足を運んでいきたいと思う。

また、他の若者にも自分達の将来の暮らしのために、積極的な政治への参加が大切であることを知ってもらいた

### 【佳作】



### よりよい社会をつくるために

茂木町 町井 華月



18歳になると、私たちの代わりにその思いを実現してくれる人々を選ぶことができます。「選挙権」を有します。しかし、地方選挙では、若い有権者の投票率が50%を割ることは珍しくないようです。私もその若い有権者の一人として、選挙の大切さについて考えたことを述べてさせていただきます。

# 芳賀の白ばら

選挙は、国民の意思に基づいて行われる民主政治、民主主義の基本です。投票に行くことで、政治に対する自分の意思を表明することができます。現在は、50代以上の方々の投票率が高いため、その世代に有利な政策が実施されます。逆に言えば、10代、20代の投票率が伸びれば、政治家や政党が目し、若者向けの政策も検討されていくことになります。そのためにも若者が選挙へ行くことは大切なのです。

そうは言っても、誰に投票していいのかわからないという方も多いと思います。今は、若い有権者が選挙を身近に感じられるように、SNSや動画共有サービス等を利用した選挙運動もあります。動画は気軽に見やすいコンテンツだと思えますので、まずはそういったところから投票への一歩を進めるのはどうでしょうか。

政治は誰かが決めてくれるもの、社会は誰かがつくってくれるもの。そうして他人に任せるのではなく、自分たちの社会は自分たちで作っていくのだと、そう思える若者が少しずつ増えていくことを願います。また、私も投票率を上げるために、地元の方や友人への声掛けなど、自分が

きることを行っていきたいと思っています。

## 【佳作】



茂木町立茂木小学校2年 櫻井寛之

## 社会を変えるかも しれない一票を

市員町 久保杏由子



「選挙権とは、18歳以上の日本国民に与えられる権利である。」と学んだのは私が中学生の頃です。よりよい社会づくりのための重要な権利であると学び、早く18歳になりたいと当時は思っていました。しかし、実際に私が初めて選挙に行ったのは26歳の時です。

大学進学のため、地元の徳島県を出て京都府で一人暮らしを始めたのは18歳の時でし

た。実家から住民票を移しておらず、大学生活も多忙な中で、徳島まで選挙のためだけに帰省するという考えは当時の私にはありませんでした。大学を卒業後も何かと理由をつけ、選挙に行くことはありませんでした。

そんな私を変えたのが令和4年の参議院議員選挙でした。縁あって栃木県で地方公務員として働くことになり、参院選の期日前投票事務に従事することになりました。テレビや新聞以外で初めて目の当たりにした会場は厳かな雰囲気、私がこれまで頭の片隅で感じていた、選挙に行かなくても「たった一票」であってもなくても変わらない」という考えは間違いであるのだと感じました。一人一人の投票によって社会が作られていくのだと改めて実感し、その夏初めて私は選挙に行きました。誰に投票しようか、誰が当選するのだろうか、とドキドキしたのを覚えています。

若い人の中には、以前の私のように一度も投票したことがないという方もいると思います。まずは一度投票に行ってみませんか。自分の一票が何かを変えるかもしれないというドキドキ感が社会に変える一歩になるかもしれないのですから。

## 【入選】



市員町立市員小学校5年 屋代望花

## 若者の一票

芳賀町 田中秀典



近年では、若者の投票率低下が問題視されている。令和4年7月に行われた参議院議員通常選挙では、全体の投票率が35.05%に対し、10代が35.42%、20代が33.99%、30代が44.80%と全体の投票率を下回る結果となった。

では、なぜ若者の投票率は低いのだろうか。その理由として「政治に関心がない」「自分が投票しても何も変わらない」という考えが挙げられると思う。私自身、はじめて選挙権をもった当時は、政治に対する関心もなく、自分が投

票しなくても何も変わらないと思っていた。

しかし、結婚や子育てを機に自分をとりまく環境や制度を調べるうちに政治に関心を持つ様になった。そして、一番身近な政治への関わり方が投票だと思ふ様になった。少子高齢化の日本において、有権者の多くは高齢者である。そのため、政策が身近に感じず、選挙権を放棄してしまっている若者もいるのではないかと思う。しかし、それでは若者の声は届かないままだ。

平成25年に公職選挙法が改正され、インターネットでの選挙活動が可能となり、平成27年には18歳からの投票が可能となった。そのため、インターネットを通じて様々な情報収集も可能となり、選挙や政党の指針など簡単に知ることができる様になり、投票しやすい環境が整備されつつある。

若い世代が自分の意見をもって政治に関わっていくことが大切であり、自分の意見を反映させることができるのが投票であると思う。未来を担う若者が自分の意見を政治に反映させるためにも、選挙権を放棄せず、大事な一票を投じて欲しいと思う。

栃木県知事選挙に向けて

芳賀郡市町選挙管理委員会連合会

会長 細川清一



私たち芳賀郡市町選挙管理委員会連合会は、真岡市、益子町、市貝町、茂木町、芳賀町の選挙管理委員会が協働し、芳賀郡市内の選挙啓発等に取り組んでいます。

さて、昨年は4年ごとの統一地方選挙として4月9日に栃木県議会議員選挙が、また4月23日には郡内市町で議会議員選挙が執行されたほか、芳賀町では同時に町長選が執行されました。

県議会議員選挙では、真岡市選挙区、芳賀郡選挙区ともに無投票となりました。

一方、市町議会議員選挙では、市貝町、芳賀町が無投票となりました。他の市町では投票が行われましたが、若年層を中心に投票率が伸び悩み、各選挙とも過去最低の投票率を記録しました。栃木県全体の投票率と比べると高い

水準にはありますが、今後より一層、投票率向上に向けた取り組みが必要であると考えております。

本年は、秋に栃木県知事選挙が行われる予定です。

参加することに意義があるという言葉のとおり、政治への参加方法である選挙は、投票してこそ意味を持ちます。

また、選挙は、私たちの代表者を選び、私たちの意見を政治に反映させるためのものです。貴重な1票を棄権することなく投票くださるよう、お願いいたします。

今回も、芳賀の白ばらに寄稿された若者の言葉が皆様の心に届き、より良い選挙実現のための一助となることを切に願います。

芳賀地区統一地方選挙における投票率

単位：%

市町名	議会議員				町長	
	真岡市	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	芳賀町
今回(R5)	48.73	56.73	66.59	無投票	無投票	無投票
前回(H31)	53.07	無投票	67.99	60.03	71.45	71.46
比較	△4.34	—	△1.40	—	—	—

【佳作】



真岡市立文下田小学校6年 川村美優梨

【佳作】



真岡市立長田小学校3年 白井穂花

【佳作】



益子町立七井中学校2年 大塚結芽

「みんなで徹底しよう三ない運動」

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されております。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しよう。

「三ない運動」とは？

●政治家は有権者に寄附を「贈らない！」

●有権者は政治家に寄附を「求めない！」

●政治家から有権者への寄附は「受け取らない！」

禁止されている主なものは、次のとおりです。

- ・お歳暮やお年賀
- ・入学祝、卒業祝
- ・病氣見舞い
- ・秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ・秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典
- ・葬式の花輪、供花
- ・落成式、開店祝の花輪
- ・町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入れ
- ・お祭りへの寄附や差入れ
- ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ

みんなで守ろう三ない運動。



贈らない。 求めない。 受け取らない。

選挙管理委員会

真岡市選挙管理委員会	☎0285-83-8190
益子町（総務課内）	☎0285-72-8824
茂木町（総務課内）	☎0285-63-5614
市貝町（総務課内）	☎0285-68-1111
芳賀町（総務課内）	☎028-677-1111